

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 慶弔規程

第 1条 この規程は、会員の慶弔、その他のために定める。

第 2条 会員が次の各項に該当する場合は、それぞれ定められたものをおくる。

(1) 会員の死亡 10,000円と花輪

(2) 会員の家族の死亡

イ 妻子 弔電

ロ 父母（同居） 弔電

第 3条 第2条各号に定めるもののほか、必黎なものが発生した場合は、会長が理事会に諮り定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。